



佐賀県公報

平成17年
3月25日
(金曜日)
第 12584号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 吉野ヶ里歴史公園の入園料等を免除する日 (一六〇・まちづくり推進課) 一
- 道路の区域の変更 (一六一・道路課) 一
- 道路の供用開始 (一六二・〃) 二

公 告

- 伊福地区換地計画決定

(農地整備課) 二

- 一般県道鷹島肥前線離島振興事業（橋梁整備）に係る特定建設工事共同企業体による条件付一般競争入札

(道路課) 二

- 唐津港（東港地区）港湾施設改良費統合事業（フェリー岸壁工事）

(港湾課) 五

- に係る特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札

(人事委員会事項) 六

○ 告 示

● 佐賀県告示第百六十号

佐賀県立都市公園条例（昭和三十六年佐賀県条例第三十二号）第十条第五号

に規定する知事が別に定める日を次のとおり定めた。

平成十七年三月二十五日

佐賀県知事 古川康

| | |
|-------|-----------------|
| 年 月 日 | 免 除 す る 使 用 料 等 |
|-------|-----------------|

入園料及び駐車場の使用料

● 佐賀県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年三月二十五日から平成十七年四月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年三月二十五日

佐賀県知事 古川康

| 年 月 日 | 免 除 す る 使 用 料 等 | （農地整備課）二 | | 道路の種類 及び路線名 | 区間 （道路の区間） | 区 域 | 後の別 名 | 幅員 メートル | 延長 メートル |
|-------------|-----------------|----------|--|--|---------------|--|----------|------------|------------|
| | | （公 告）六 | （告 訂）五 | | | | | | |
| 平成一七年 四月 三日 | 入園料及び駐車場の使用料 | 佐賀県外環状線 | 県道 佐賀市久保泉町大字上和泉字徳永二 ○五三番一地先から 佐賀市久保泉町大字上和泉字徳永一 一四九番四地先まで | 佐賀市金立町大字薬師丸字四本柳一 一五二番一地先から 佐賀市兵庫町大字渕字二本松二七三 六番一地先まで | 古川康 | 佐賀市久保泉町大字上和泉字徳永二 ○五三番一地先から 佐賀市久保泉町大字上和泉字徳永一 一四九番四地先まで | 前 | 後 | 後 |
| 平成一七年 四月 三日 | 入園料及び駐車場の使用料 | | | | | | 一四・〇 | 二七・〇 | 一四・〇 |
| 平成一七年 四月 三日 | 入園料及び駐車場の使用料 | | | | | | 九九・〇 | 一、七九三・四 | 九九・〇 |

平成一七年 五月 五日

入園料（小学校児童及び中学校生徒に限る。）及び駐車場の使用料

●佐賀県知事第611号

道路法（昭和17年法律第180号）第十八条第1項の規定による、次の
いおつ道路の供用を開始する。

この区間を表示した図面は、平成17年11月11十五日から平成17年11月11
十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一整の縦覧に
供する。

平成17年11月11十五日

佐賀県知事 古川 康

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---------------------|---|-------------|
| 県道 薬師丸佐賀停車 場線 | 佐賀市金立町大字薬師丸字四本柳一一五一一番 一地先から 佐賀市兵庫町大字測字二一本松二十七二八九番一地 先まで | 平成17・11・11日 |
| 県道 佐賀外環状線 | 佐賀市久保泉町大字上和泉字徳永11〇五三一番 一地先から 佐賀市久保泉町大字上和泉字徳永11一四九番 四地先まで | 平成17・11・11日 |

○ 公 告

太良町長 百武豊から認可申請の太良町営土地改良事業（基盤整備促進）伊
福地区換地計画は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において
準用する同法第52条の2第1項の規定により適当であると決定した。

については、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年3月25日

佐賀県知事 古川 康

2 縦覧の期間

平成17年3月28日から平成17年4月22日まで

3 縦覧の場所

太良町役場

一般県道鷹島肥前線離島振興事業（橋梁整備）について、特定建設工事共同
企業体による条件付一般競争入札を行いますので次のとおり公告します。
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年
法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実
施が義務付けられた工事です。

また、この入札は佐賀県電子入札システムに登録して行います。

平成17年3月25日

佐賀県知事 古川 康

1 工事概要

- (1) 工事名 一般県道鷹島肥前線 縮島振興事業（橋梁整備）
- (2) 工事場所 佐賀県唐津市肥前町星賀地先
- (3) 工事内容 橋梁上部工（鷹島肥前大橋（仮称））

4P主塔 1基 H=100m
鉄筋 930t

太良町長 百武豊から認可申請の太良町営土地改良事業（基盤整備促進）伊

福地区換地計画は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において
準用する同法第52条の2第1項の規定により適当であると決定した。

については、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年3月25日

佐賀県知事 古川 康

2 共同企業体に関する事項

(1) 共同企業体の構成員の資格要件

ア サべての構成員が次の資格要件を満たすこと。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規
定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者で
あること。

1 縦覧に供する書類

太良町営土地改良事業（基盤整備促進）伊福地区換地計画書の写し

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。

(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項の規定により土木一式工事特A級の決定を受けていること。

(エ) 土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。

(オ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日から開札日までの間受けていないこと。

(カ) 入札参加資格確認申請書の提出日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

イ 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。

(ア) 構成員のうちで出資比率が最大のものであること。

(イ) 平成15年11月1日から平成16年10月31日までの間に基準日がある経営事項審査において土木一式工事の総合評点が1,200点以上であること。

(ウ) 佐賀県内に本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

(エ) 斜張橋におけるRC主塔工(基礎工天端より塔高50メートル以上)について、公共工事の元請けとして竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること。

なお、公共工事とは、契約の相手方が国、県、市町村、公社、公団又は独立行政法人である建設工事をいう。

(オ) 公共工事の元請けとして、次のいざれかの工事の施工経験を有する

者を監理(主任)技術者として当該工事に専任で配置できるものであること。

a 斜張橋におけるRC主塔工事
b 平成7年度以降の道路橋下部工事(2車線以上で、かつ、設置基面より高さ20メートル以上のものに限る。)

ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、次の資格要件を満たすこと。

(ア) 佐賀県内に本店を有する建設業者であること。
(イ) 橋梁下部工事(橋長15メートル以上)について、平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に元請けとして竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること。

(ウ) (イ)に掲げる工事に監理(主任)技術者として従事した経験がある者を当該工事に専任で配置できること。

(2) 構成員の数

2社又は3社とする。

(3) 出資比率

各構成員の出資比率は、構成員の数が2社である場合は30パーセント以上、構成員の数が3社である場合は20パーセント以上であること。

(4) 存続期間

ア 県工事の相手方となつた者

当該工事に係る請負契約の履行後3月を経過する日まで

イ 県工事の相手方とならなかつた者

当該工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで

3 入札参加資格確認申請書及び提出資料

(1) 入札参加資格確認申請書

(2) 共同企業体協定書及び編成表

(3) 同種工事の施工実績調書(構成員ごとに必要)

(4) 施工計画書（ア 施工計画概要、イ 主要工事の施工計画（仮設計画共）、

ウ 安全対策）

(5) 配置予定技術者調書（構成員ごとに必要）

(6) 営業所一覧表

(7) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書（構成員ごとに必要）

(8) 平成15年11月1日から平成16年10月31日までの間に基準日がある経営事項審査結果通知書の写し（構成員ごとに必要）

(9) (3)、(5)の事実を証する資料として、次に掲げるもの

ア 契約書の写し、共同企業体協定書等（ただし、当該工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に

登録されている場合は、前述の書類に替えて工事カルテの写しを提出すること。）

イ 工事経験を確認できる工事の仕様書及び図面等の写し

4 入札手続等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

交付期間 平成17年3月25日(金)から平成17年4月8日(金)まで

(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から16時まで

交付場所 佐賀県唐津土木事務所総務課

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

3の(1)の入札参加資格確認申請書については、佐賀県電子入札システムに登録（提出）するとともに、書面にてイの提出場所に持参するものとする。

3の(2)から(9)までについては、書面にてイの提出場所に持参するものとする。

ア 提出期間 平成17年4月1日(金)から平成17年4月8日(金)まで

(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から16時まで

なお、佐賀県電子入札システムによる受付は、9時から17

時まで（最終日には9時から16時まで）とする。

イ 書面による提出場所 佐賀県唐津土木事務所総務課

ウ 提出部数 3部（うち1部は受付後返却する。）

(3) 入札の日時

入札書は佐賀県電子入札システムにより、平成17年5月13日(金)又は

平成17年5月16日(月)の9時から17時に提出すること。

(4) 開札の日時及び場所

日時 平成17年5月17日(火)10時

場所 佐賀県唐津土木事務所

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号の規定により免除する。

イ 契約保証金

納付すること。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 問い合わせ先

郵便番号847-0861 唐津市ニタ子三丁目1番5号

佐賀県唐津土木事務所総務課

電話 0955-73-2861

第12584号

平成17年3月25日(金)

5

轟谷 賀佐

唐津港（東港地区）港湾施設改良費統合事業（フェリー岸壁工事）について、特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受け付けの期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

また、この入札は佐賀県電子入札システムに登録して行います。

平成17年3月25日

佐賀県知事 古川 康

1 工事の概要

(1) 工事名 唐津港（東港地区）港湾施設改良費統合工事

(2) 工事場所 唐津市東大島

(3) 工事内容 岸壁（-4.5m）工 L=90m

うち機橋式岸壁（-4.5m） L=32.2m

矢板式岸壁（-4.5m） L=57.8m

(4) 予定期限 約18か月

2 共同企業体に関する事項

(1) 構成員の資格要件

ア すべての構成員が次の資格要件を満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐又は未成年者であって、契約締結のため

に必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により、入札参加資格の土木一式工事特Aの決定を受けていること。

(エ) 土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。

(オ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から開札の日までの間受けていないこと。

(カ) 入札参加資格の確認基準日以前6か月以内に金融機関等において、不渡手形等を出していないこと。

イ 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。

(ア) 構成員のうちで最大の施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大であること。

(イ) 佐賀県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

(ウ) 水深4.5m以上の岸壁工事又はこれに類する工事について、平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に元請として竣工した実績（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。）を有すること。

(エ) 監理技術者又は国家資格を有する主任技術者として上記(イ)の経験を有する者を当該工事に監理（主任）技術者として専任で配置できること。

ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、次の資格要件を満たすこと。

(ア) 佐賀県内に本店を有する建設業者であること。

(イ) 代表者の要件資格を満たす者と法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第10項に規定される同族会社でないこと。

(イ) 代表者の資格要件を満たす者と資本又は人事面において強い関連がないこと。

(2) 構成員の数
2社とする。

(3) 出資比率
すべての構成員が、30パーセント以上の出資比率であること。

(4) 存続期間
ア 県工事の相手方となつた者
当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過した日まで

イ 県工事の相手方とならなかつた者
当該工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで

3 入札参加申請書及び提出資料
(1) 公募型指名競争入札参加申請書
(2) 共同企業体協定書
(3) 共同企業体編成表

(4) 代表者の資格要件と同種又は類似の工事の施工実績調書
(共同企業体の代表者のみ)

(5) 配置予定の技術者調書
ア 配置予定の監理技術者又は主任技術者の氏名
イ 配置予定技術者の資格、工事経験等

(6) 平成15年11月1日から平成16年10月31日の間を審査基準日とする経営事項審査結果通知書の写し
(7) 営業所一覧表

4 入札参加申請書及び提出資料の受付期間及び受付場所等

3の(1)の公募型指名競争入札参加申請書については、佐賀県電子入札システムに登録(提出)するヒトもに、(2)の受付場所に持参するものとする。
3の(2)から(7)までについては、書面にて(2)の受付場所に持参するものとす

る。
(1) 受付期間 佐賀県電子入札システムによる受付は、平成17年4月1日から平成17年4月8日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から17時まで(最終日にあっては9時から16時まで)とする。

書面による提出については、平成17年4月1日から平成17年4月8日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から16時まで

(2) 書面による受付場所 唐津土木事務所 総務課
(唐津市二タ子三丁目1番5号)

5 指名業者の選定
提出資料の審査結果に基づき本県の指名基準により指名業者を選定する。

本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限る。

6 入札予定
平成17年5月

7 その他

申請書、提出資料作成要領等については、唐津土木事務所において配布する。
問い合わせ先 唐津土木事務所 総務課(電話番号 0955-73-2861)

○ 人材概要

佐賀県職員の任用に関する規則(昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号)第6条第1項の規定により、次のとおり採用試験を行います。

平成17年3月25日

佐賀県人事委員会
委員長 蜂 谷 尚 久
1 試験の区分

警察官A（男性）特別及び警察官A（女性）特別
2 受験資格

次の要件を満たす者とします。

| 区分 | 警察官A（男性）特別 | 警察官A（女性）特別 |
|--|-------------------|------------|
| 性別 | 男性 | 女性 |
| 年齢 | 昭和50年4月2日以降に生まれた者 | |
| 次のいずれかに該当する者 | | |
| ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成17年9月30日までに卒業見込みの者イ 防衛大学校、防衛医科大学校、水産大학교、海上保安大学校、職業能力開発大학교（長期課程に限る。）、気象大학교（大学部に限る。）その他人事委員会がアと同等と認める学校を卒業した者又は平成17年9月30日までに卒業見込みの者 | | |

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する者
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることとなるまでの者
 - ウ 佐賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 3 第1次試験
 - (1) 試験の実施日 平成17年5月22日（日曜日）
 - (2) 試験地

佐賀県立佐賀商業高等学校（佐賀市）
(3) 試験種目及び内容

試験種目及び内容については、次のとおりとし、教養試験の出題分野は別表のとおりとします。

| 試験種目 | 内容 |
|------|--|
| 教養試験 | 警察官として必要な一般的知識及び知能についての五枚折一式問題50問による筆記試験を行う。 |
| 体力試験 | 立幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、時間往復走及び握力の5種目を実施する。 |
| 身体測定 | 警察官としての職務遂行上必要な身体を備えているかどうかを測定する。 |

(4) 第1次試験合格者発表

平成17年6月2日（木曜日）に、佐賀県庁の掲示板及び佐賀県警察本部前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。

4 第2次試験

- (1) 試験の実施日 平成17年6月中・下旬（予定）
第1次試験合格者に文書で通知します。
- (2) 試験地 佐賀市

- (3) 試験種目

論文試験、面接試験（個別面接及び集団討論）、適性検査、身体検査及び資格調査

- 5 最終合格者発表
平成17年7月上旬に、佐賀県庁の掲示板及び佐賀県警察本部前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。

6 採用候補者名簿及び採用方法

試験区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を成績順に記載します。

採用は、この名簿を任命権者に提示し、その中から任命権者が行います。

7 試験案内及び受験申込書の交付

(1) 交付場所

佐賀県人事委員会事務局、佐賀県福岡情報センター、東京事務所、大阪事務所及び佐賀県警察本部警務課並びに佐賀県内各警察署、交番及び駐在所

(2) 郵便による請求方法

封筒の表に「警察官特別請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号封筒（縦33.2センチメートル横24センチメートル程度））を必ず同封し、佐賀県人事委員会事務局又は佐賀県警察本部警務課に請求してください。

(3) ホームページからダウンロードする方法

佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)から様式をダウンロードし、所定の用紙に印刷して使用してください。

8 受験申込の方法

(1) 持参又は郵送の場合

提出先 佐賀県警察本部警務課（郵便番号 840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号）

受験申込書に所定の事項を記入し、受験票送付用の50円切手をはり付けて提出してください。

(2) インターネット申込の場合

佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)の申請・届出

メニューから直接所定の事項を入力してください。

9 受験申込の受付期間

(1) 持参の場合

平成17年4月1日（金曜日）から4月22日（金曜日）までの8時30分から17時までの間に受け付けます。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

(2) 郵送の場合

平成17年4月1日（金曜日）から受け付けます。
なお、4月22日（金曜日）の消印のあるものまで有効とします。

(3) インターネット申込の場合

平成17年4月1日（金曜日）9時から4月15日（金曜日）17時までに受信したものまで受け付けます。

10 問い合わせ先

(1) 佐賀県人事委員会事務局

郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 県庁内
電話 直通 0952-25-7241

(2) 佐賀県警察本部警務課

郵便番号 840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号
電話 代表 0952-24-1111 内線 2652、2653

別表

教養試験出題分野一覧表

| 試験区分 | 出題分野 |
|-------|--|
| 全試験区分 | 社会科学（法律、政治、経済、社会一般、人権等）、人文科学（日本史、世界史、地理、思想・哲学、文学・芸術等）、自然科学（数学、物理、化学、生物、地学等）、文章理解（英文を含む。）、判断推理、数的推理、資料解釈等 |